

議案第67号

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年8月30日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

重度心身障害者の医療に係る助成金について、低所得者支援として生活療養標準負担額の食費分を助成対象に含めるため、富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「食事療養標準負担額」の次に「及び生活療養標準負担額」を、「生活療養標準負担額」の次に「（食費に係る額を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。